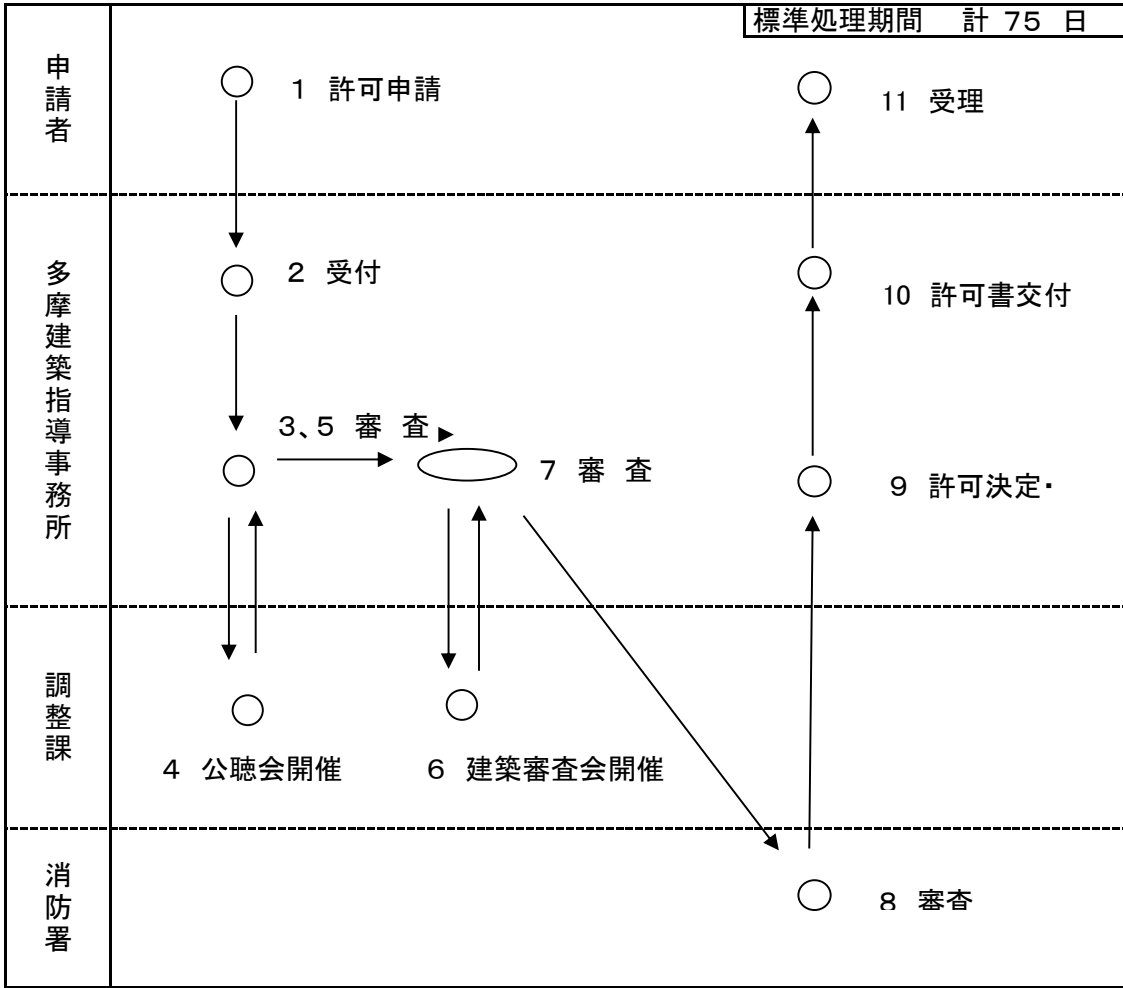


事務名 用途地域内の建築許可

《事務処理フロー図》



作成部署	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課	電話042-548-2044
	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課	電話042-313-3382、3384
	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第三課	電話0428-23-3423

《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	許可申請	申請者は、受付窓口に応請書を提出し、申請手数料を納付します。
2	受付	提出された許可申請書の形式審査を行い、適正であれば手数料を徴収の上、受け付けます。
3、5	審査	許可することが相当な建築物であるか審査を行い、関係者の意見を聴するための公聴会の開催を依頼します。
4	公聴会	関係者の意見を聴するための公聴会を開催し、述べられた意見を整理します。
5	審査	公聴会で述べられた意見を踏まえ許可相当と認める場合、建築審査会へ許可の同意を得るために付議します。
7	建築審査会開催	許可することが妥当であるか審査を行い、許可相当と認めたときは同意を与えます。
8	審査	建築審査会の同意を得た建築計画について、所轄消防署長に協議を行い同意を得ます。
9	許可決定・許可書発行	建築審査会及び所轄消防署長の同意を得て、許可決定を行い許可書を発行します。
10	許可書交付	許可書を申請者に対し交付します。
11	受理	